

# 船橋市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

船橋市通学路安全推進会議

### 1. プログラムの目的

平成24年に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年7月17日～8月9日に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、平成26年度から関係機関の連携体制を構築し、「船橋市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

### 2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置します。

船橋警察署交通課、船橋東警察署交通課、国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所船橋出張所、千葉県葛南土木事務所、船橋市道路部道路計画課、船橋市道路部道路維持課、船橋市道路部道路建設課、船橋市道路部道路管理課、船橋市市民生活部市民安全推進課、船橋市教育委員会学校教育部保健体育課児童・生徒防犯安全対策室

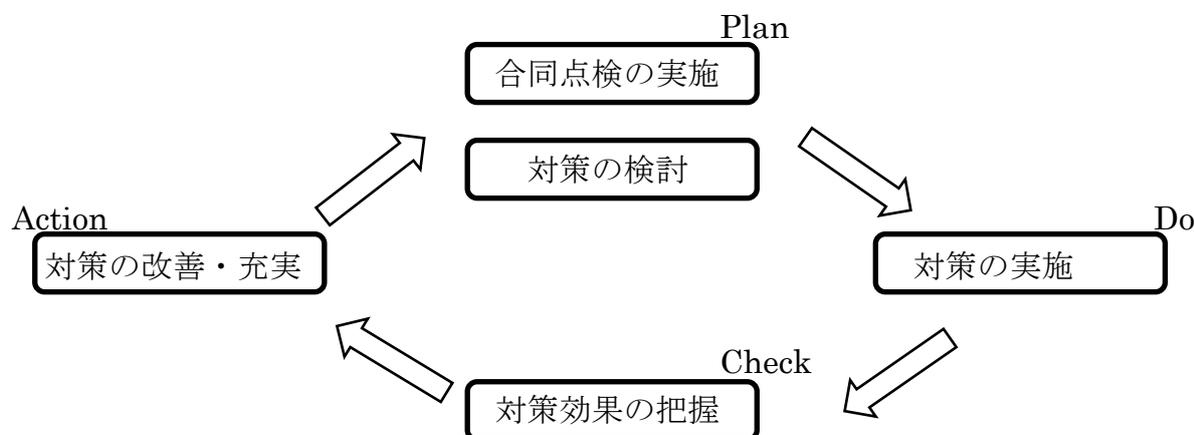
### 3. 取組方針

#### (1) 基本的な考え方

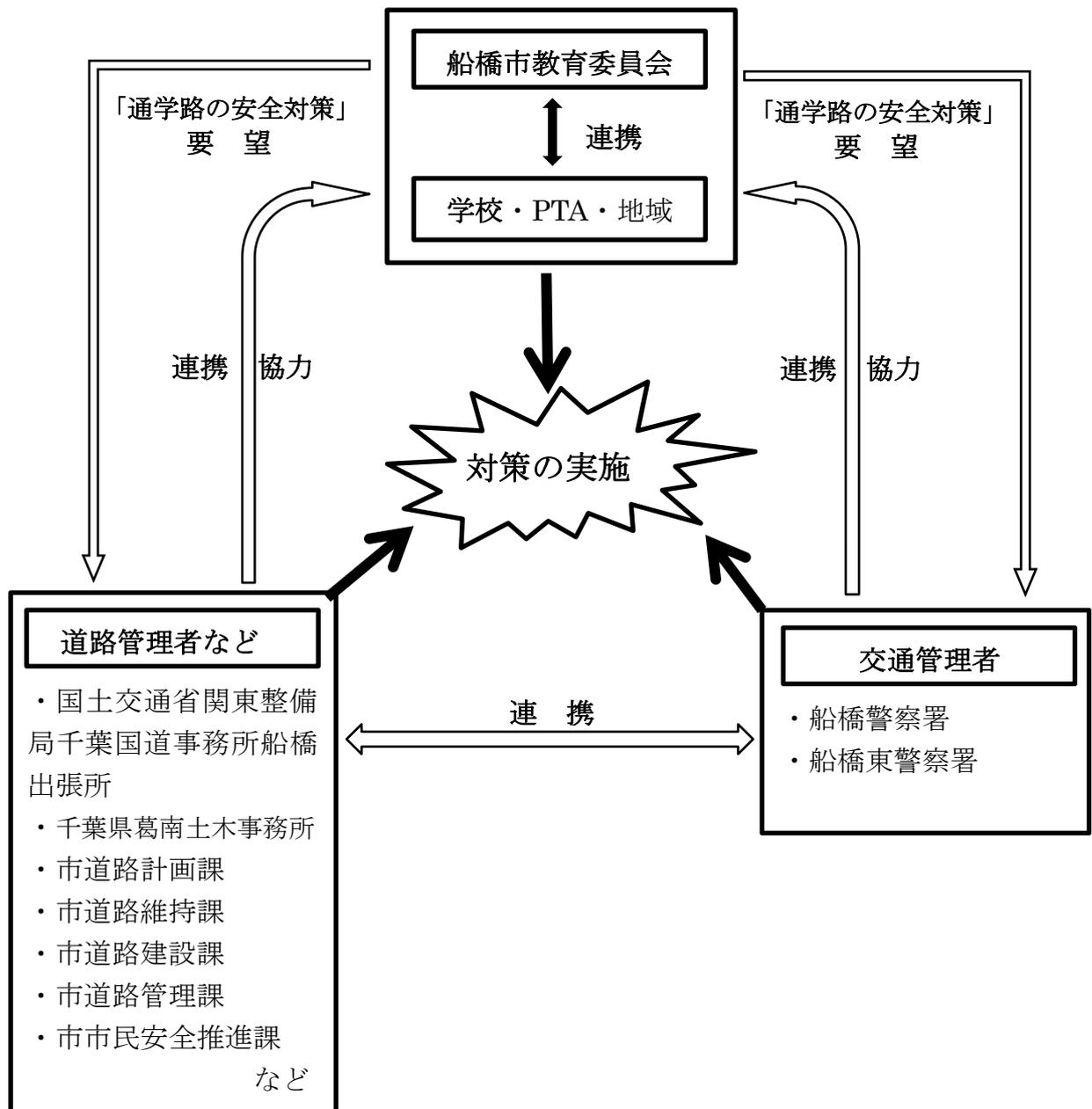
継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続し、対策を講じるための協議を実施するとともに対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



《対策実施までの流れ》



(2) 実施対象校

市内の小学校・市立特別支援学校・私立小学校・県立特別支援学校を実施の対象とします。

(3) 定期的な合同点検

実施対象校の通学路を定期的に点検するため、年度別に5グループに分け、約5年に1サイクルで、重点的に合同点検を実施していきます。なお、重点校以外の学校から「通学路の安全確保」等の要望が教育委員会に提出された場合は、関係各部課と協議の上、必要に応じて合同点検を実施していきます。

#### 4. 実施の方法について

##### (1) 合同点検の実施

通学路の安全対策の要望箇所や内容によって、学校、保護者、道路管理者（市及び県、国）、交通管理者（船橋警察及び船橋東警察）、自治会及び学校ボランティア等が参加する合同点検を行います。

##### (2) 対策の検討

通学路安全推進会議で、対策箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。（歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など考慮する。）

##### (3) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

##### (4) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか、確認するため効果測定を行います。

##### (5) 対策の改善・充実

対策実施後も、効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

#### 5. 箇所図、箇所一覧表の公表

今後、「通学路安全推進会議」で決定した内容をホームページ等で公表します。